

議案第45号

武藏野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

## 武藏野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例

武藏野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月武藏野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

| 改正前  |
|--|
| (補償基礎額)  |
| 第5条 (略)  |
| 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。   |
| (1) (略)  |
| (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は<br>応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消<br>防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応<br>急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しく<br>は疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業<br>務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる<br>負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となっ<br>た場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の<br>通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められると<br>きは、 <u>14,200円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額<br>とすることができる。 |
| 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消<br>防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故<br>発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団<br>員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある<br>非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1<br>号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に<br>ついては1人につき <u>217円</u> を、第2号に該当する扶養親族につ<br>いては1人につき <u>333円</u> を、それぞれ加算して得た額をもって<br>補償基礎額とする。   |

| 改正後   | 説明              |
|---|-----------------|
| (補償基礎額)   |                 |
| 第5条 (略)   |                 |
| 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。  |                 |
| (1) (略)   |                 |
| (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9,700円</u> とする。ただし、その額が、その者通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>14,500円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 | 字句の改正           |
| 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>100円</u> を、第2号に該当する扶養親族については1人につき <u>383円</u> を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき <u>217円</u> を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。                    | 字句の削除及び改正。字句の改正 |

(1)から(6)まで (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

| 階級        | 勤務年数    |                |         |
|-----------|---------|----------------|---------|
|           | 10年未満   | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上   |
| 団長及び副団長   | 12,500円 | 13,350円        | 14,200円 |
| 分団長及び副分団長 | 10,800円 | 11,650円        | 12,500円 |
| 部長、班長及び団員 | 9,100円  | 9,950円         | 10,800円 |

備考 (略)

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（療養補償及び介護補償を除く。以下同じ。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第37号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。

(1)から(6)まで (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

字句の削除

字句の改正

別表（第5条関係）

補償基礎額表

| 階級        | 勤務年数    |                |         |
|-----------|---------|----------------|---------|
|           | 10年未満   | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上   |
| 団長及び副団長   | 12,900円 | 13,700円        | 14,500円 |
| 分団長及び副分団長 | 11,300円 | 12,100円        | 12,900円 |
| 部長、班長及び団員 | 9,700円  | 10,500円        | 11,300円 |

備考 (略)

字句の改正

字句の改正

字句の改正